

議案第 12 号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
について

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別紙のと
おり定める。

平成 23 年 3 月 9 日

沖縄県教育委員会

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第34条」を「第38条」に、「第35条—第40条」を「第39条—第44条」に、「第41条—第43条」を「第45条—第47条」に改める。

第2条第1号中「付設する」を「付設された」に、「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び中学校」に改め、同条第2号中「沖縄県立高等学校及び特別支援学校に付設する」を「学校に付設された」に改め、同条第4号及び第5号中「沖縄県立学校」を「学校」に改める。

第21条を削り、第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第2章第1節中第14条を第15条とし、第10条の2から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条中「第15条」を「第16条」に改める。

第24条中「学校」を「法第18条第1項の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校」に改める。

第27条中「第18条」を「第19条」に改める。

第28条各号を次のように改める。

(1) 一般健康診断

(2) 特殊健康診断

(3) その他教育長が必要と認める健康診断

第28条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

第30条を次のように改める。

(健康診断の実施者)

第30条 健康診断は、産業医又は安全衛生責任者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

第32条から第34条までを次のように改める。

(受診義務)

第32条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により受けることができないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を校長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

2 校長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第33条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、校長に通知しなければならない。

2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第34条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を校長に通知しなければならない。

2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

第5章中第43条を第47条とし、第42条を第46条とし、第41条を第45条とする。

第40条第1項中「療養期間」を「、療養期間」に、「限る」を「限る。」に、「服した」を「復した」に改め、第4章中同条を第44条とする。

第39条中「療養期間中」を「校長は、療養期間中」に、「服しようと」を「復しようと」に、「出勤承認申請書」を「出勤報告書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条後段を削り、同条を第43条とする。

第38条の見出し中「病状」を「療養」に改め、同条第1項中「結核性疾患等による療養期間中の職員は」を「校長は、療養期間中の職員の病状について」に、「病状経過報告書」を「療養経過報告書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の病状経過報告書」を「前項の療養経過報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第42条とする。

第37条を第41条とする。

第36条第1項中「第30条又は前条の」を「前条の規定により」に改め、同条第2項を削り、同条を第40条とする。

第35条中「結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養した」を「療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認した」に改め、同条を第39条とする。

第3章中第34条の次に次の4条を加える。

(事後措置)

第35条 校長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第36条 校長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。

2 校長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属の長に送付しなければならない。

3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。

(個人情報の保護)

第37条 校長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業医
- (2) 衛生管理者
- (3) 保健師等

(保健指導)

第38条 安全衛生責任者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

2 職員は、第34条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第28条関係）

健康診断の種類

(1) 一般健康診断	雇入時健康診断
	定期健康診断
	特定業務従事者健康診断
	海外派遣職員健康診断
	結核健康診断
	給食業務従事者の検便
(2) 特殊健康診断	じん肺健康診断
	歯科特殊健康診断
	有機溶剤健康診断
	鉛健康診断
	四アルキル鉛健康診断
	特定化学物質健康診断
	高気圧作業健康診断
	電離放射線健康診断
	石綿健康診断

(3) その他教育長が必要と認める健康診断

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第35条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
就業区分	A 就業制限無し (通常勤務でよいもの)	
	B 就業制限 (勤務に制限を加える必要のあるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずる。
	C 要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1 医療行為を必要としないもの	
	2 医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

- 附 則
(施行期日)
1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の第34条の規定により職員の健康管理指導区分が決定されるまでの間における当該職員に係る事後措置については、なお従前の例による。
3 施行日前に改正前の沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の規定によりなされた措置その他の行為は、改正後の沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の相当する規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

訓令案の概要説明

福利課

1 件名

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成18年3月に「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が改正されたことに伴い、健康診断実施後の事後指導等について定める必要がある。
- (2) 療養中の教職員に対して、療養支援を実施するため、療養者報告書、療養経過報告書及び出勤報告書の提出について、定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 第2条に中学校を追加し、文言を修正する。
- (2) 第2章の条番号の修正
- (3) 第3章「健康診断」において、健康管理指導区分の決定、事後措置、保健指導等について定める。
- (4) 療養者報告書、療養経過報告書及び出勤報告書の提出について、所要の改正を行う。

ア 療養者報告書

連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認したときに提出することとする。(すべての疾病が対象)

イ 療養経過報告書(3か月以上の場合)

疾病種類別の提出をなくし、すべての疾病について提出を求めることがある。また、書類の提出は校長から行うこととする。(病状経過報告書から名称変更)

ウ 出勤報告書

出勤承認申請書に代え、簡易な報告に改める。

- (5) この訓令は平成23年4月1日から施行する。

4 根拠法令

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

5 添付資料

新旧対照表

6 その他

総務私学課とは調整済み

目次	目次	日
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)	
第2章 安全衛生管理体制	第2章 総括安全衛生管理者等(第5条—第15条)	
第1節 県立学校総括安全衛生委員会(第16条—第23条)	第1節 総括安全衛生管理者等(第5条—第14条)	
第2節 衛生委員会(第24条—第27条)	第2節 県立学校総括安全衛生委員会(第15条—第23条)	
第3節 健康診断(第28条—第38条)	第3節 衛生委員会(第24条—第27条)	
第3章 療養及び出勤等の手続(第39条—第44条)	第3章 健康診断(第28条—第34条)	
第4章 療養及び出勤等の手續(第39条—第44条)	第4章 療養及び出勤等の手続(第35条—第40条)	
第5章 雜則(第45条—第47条)	第5章 雜則(第41条—第43条)	
附則	附則	
(定義)	(定義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 学校 沖縄県立高等学校(付設された寄宿舎を含む)、特別支援学校及び中学校をいう。	(1) 学校 沖縄県立高等学校(付設する寄宿舎を含む)及び特別支援学校をいう。	
(2) 学校給食調理場 学校に付設された学校給食事業に係る給食調理場をいう。	(2) 学校給食調理場 沖縄県立高等学校及び特別支援学校に付設する学校給食事業に係る給食調理場をいう。	
(3) 寄宿舎 沖縄県立特別支援学校に付設された寄宿舎をいう。	(3) 寄宿舎 沖縄県立特別支援学校に付設された寄宿舎をいう。	
(4) 職員 沖縄県立学校に常時勤務する学校職員をいう。	(4) 職員 沖縄県立学校に常時勤務する学校職員をいう。	
(5) 校長 沖縄県立学校の長をいう。	(5) 校長 沖縄県立学校の長をいう。	
(衛生管理者の職務)	(衛生管理者の職務)	
第11条 (略)	第10条の2 衛生管理者は、学校にあっては校長の、学校給食調理場にあつては保健体育課長の指揮を受け、次の各号に掲げる業務を行う。	
	(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。	
	(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。	
	(3) 健康診断の実施その他の健康管理に関すること。	
2 (略)	2 衛生管理者は、職場等を巡回し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	
(衛生推進者)	(衛生推進者)	

<u>第12条</u>	(略)								
2・3	(略)								
(産業医)	(略)								
<u>第13条</u>	(略)								
2・3	(略)								
(作業主任者)	(略)								
<u>第14条</u>	(略)								
2・3	(略)								
(安全衛生推進者)	(略)								
<u>第15条</u>	(略)								
2・3	(略)								
(設置)	(設置)								
<u>第16条</u>	(略)								
(業務)	(業務)								
<u>第17条</u>	(略)								
(組織)	(組織)								
<u>第18条</u>	(略)								
2	法第12条の2の規定に基づき、常時10人以上50人未満の職員が勤務する学校及び寄宿舎に衛生推進者を置く。	3	2	衛生推進者は、校長が職員のうちから選任する。	3	衛生推進者は、衛生管理者の業務に相当する職務を行う。(産業医)	2	法第13条の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校に産業医を置く。	
2	産業医は、校長の推薦に基づき教育長が委嘱する。	3	産業医の設置等に關し必要な事項については、教育長が別に定める。(作業主任者)	2	法第14条の規定に基づき、政令第6号各号に掲げる作業のいずれかを行う学校及び寄宿舎に作業主任者を置く。	3	作業主任者は、校長が当該作業に從事する職員のうちから選任する。	2	作業主任者は、作業に從事する職員を指揮し、機械の安全点検、工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。(安全衛生推進者)
2	県立学校に設置される学校給食調理場ごとに安全衛生推進者を置く。	3	安全衛生推進者は、校長が職員のうちから選任する。	2	安全衛生推進者は、県立学校総括安全衛生委員会(設置)	3	安全衛生推進者は、法第10条第1項各号に定める職務を行う。	2	県立学校総括安全衛生委員会(設置)
2	職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議するため、県立学校総括安全衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を置く。(業務)	3	総括委員会は、職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議し、教育長に対して意見を述べるものとする。(組織)	2	総括委員会の委員の定数は11人とし、当該総括委員会は次の各号に掲げる者をもつて組織する。	3	総括安全衛生管理者	1	総括安全衛生管理者
2	安全管理者のうちから教育長が指名する者	3	衛生管理者のうちから教育長が指名する者	2	安全管理者のうちから教育長が指名する者	3	産業医のうちから教育長が指名する者	4	産業医で衛生に關し経験を有する者
3	産業医のうちから教育長が指名する者	4	職員で衛生に關し経験を有する者	5	職員で衛生に關し経験を有する者				

2 (略)			
(任期)			
第19条 (略)			
(議長)			
第20条 (略)			
2 ~ 4 (略)			
(会議)			
第21条 (略)			
2 • 3 (略)			
(削る。)			
(運営)			
第22条 第16条から前条までに定めるもののほか、総括委員会の運営に関する必要な事項は総括委員会が別に定める。	第16条から前条までに定めるもののほか、総括委員会の運営に関する必要な事項は総括委員会が別に定める。	第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、総括委員会の運営に関する必要な事項は総括委員会が別に定める。	
(設置)			
第23節 衛生委員会	第3節 衛生委員会	第3節 衛生委員会	
(設置)	(設置)	(設置)	
第24条 法第18条第1項の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校に衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。	第24条 学校に衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。	第24条 学校に衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。	
(準用)	(準用)	(準用)	
第27条 第19条から第22条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生責任者」と読み替えるものとする。	第27条 第18条から第22条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生責任者」と読み替えるものとする。	第27条 第18条から第22条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生責任者」と読み替えるものとする。	
第3章 健康診断	第3章 健康診断	第3章 健康診断	
(健康診断の種類)			

(健康診断の種類)

第28条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 生活習慣病健康診断
- (4) 特別健康診断
- (5) 臨時健康診断
(追加)

2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

(健康診断の実施者)

第30条 健康診断は、産業医又は安全衛生責任者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

(健康診断の実施者)

第30条 健康診断は、安全衛生責任者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

(受診義務)

第32条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しないときは、又はやむを得ない事由により受けられることができるときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を校長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

2 校長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第33条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、校長に通知しなければならない。
2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第34条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を校長に通知しなければならない。

(健康診断の実施者)

第28条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 一般健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) その他教育長が必要と認める健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

(健康診断の実施者)

第30条 健康診断は、安全衛生責任者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、担当産業医以外の産業医又は医師に行わせることができる。

(受診義務)

第32条 職員は、第29条の規定により教育長が別に定める指定された事項に従い、健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により指定された期日に健康診断を受けることができないときは、あらかじめ健康診断未受診届を安全衛生責任者に提出しなければならない。
2 安全衛生責任者は、前項の未受診届を受けたときは、健康診断未受診者報告書を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第33条 第30条の規定により健康診断を実施した産業医は、その結果を健康診断判定基準（別表）により判定し、必要な意見を付して安全衛生責任者に報告しなければならない。
2 安全衛生責任者は、前項の報告を受けたときは、健康診断結果通知書により当該職員に通知するとともに健康管理制度指示書により適切な指示を与えないなければならない。

3 安全衛生責任者は、第1項の規定により報告を受けたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(健康診断個人票の作成及び保管)

第34条 安全衛生責任者は、職員の健康診断個人票を作成し、健康診断の結果を記録するとともにこれを保管しなければならない。
2 安全衛生責任者は、職員が異動により他の所属等に所属することとなつ

たときは、当該職員の健康診断個人票をその者が新たに所属することとした所属の長に回付しなければならない。

2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

(事後措置)

第35条 校長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第36条 校長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。

(追加)

2 校長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属の長に送付しなければならない。

(個人情報の保護)

第37条 校長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(追加)

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

(1) 産業医

(2) 卫生管理者

(3) 保健師等

(保健指導)

第38条 安全衛生責任者は、健康診断の結果、特に健康の保育に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

(療養者の報告)

2 校長は、第34条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用するして、その健康の保育に努めるものとする。

(療養の指示)

第39条 校長は、職員が療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなければならない。

(療養の指示)

第40条 教育長は、前条の規定により報告を受けた場合において、健康を確保するため必要があると認めるとときは、健康管理審査委員会(健康管理審

第4章 療養及び出勤等の手続

(療養者の報告)

第35条 校長は、職員が結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなければならない。

(療養の指示)

第36条 教育長は、第33条又は前条の報告を受けた場合において、健康を確

保するため必要があると認めるとときは、健康管理審査委員会(健康管理審

保するため必要があると認めるとときは、健康管理審査委員会（健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下「審査委員会」という。）の意見を聞き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、校長にその指示内容を通知するものとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1) (2) (略)

(削る。)

第41条 (略)

(療養の義務)

第42条

校長は、療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、療養経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならない。
(削る。)

(療養の経過報告)

第43条

校長は、前項の療養経過報告書の提出があつた場合において、必要があると認めるとときは、審査委員会の意見を聞き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。
(出勤の手続)

第44条

校長は、療養期間中の職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に服しようとするときには、出勤承認申請書に必要な書類を添えて、これを教育務に復しようとするときには、出勤報告書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出しなければならない。
(出勤の手続)

查委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下「審査委員会」という。）の意見を聞き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、校長にその指示内容を通知するものとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1) 勤務面からの指示区分

ア 要休業 勤務を休む必要のあるもの
イ 要軽業 勤務に制限を加える必要のあるもの
ウ 要注意 勤務をほぼ平常に行ってよいもの

(2) 医療面からの指示区分

ア 要医療 医師による直接の医療行為を必要とするもの
イ 要観察 定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの
2 校長は、前条の疾病以外の疾患のため職員が療養する場合において、健康の確保のため必要があると認めるとときは、前項各号に掲げる区分に従い、必要な指示を行うものとする。

(療養の義務)

第37条 前条の規定により指示を受けた職員は、その指示に従い療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。
(病状の経過報告)

第38条 結核性疾患等による療養期間中の職員は、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、病状経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

2 校長は、精神的な疾患による療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過した日ごとに、主治医に病状経過報告書の作成を求める、これを教育長に提出しなければならない。
(出勤の手続)

3 教育長は、前2項の病状経過報告書の提出があつた場合において、必要があると認めるとときは、審査委員会の意見を聞き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

第39条 療養期間中の職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾患に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に服しようとするときには、出勤承認申請書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、教育長は、必要があると認めるとときは、審査委員会の意見を聞き、その意見に

基づき出勤の可否を決定し、その旨を校長及び申請者に通知するものとする。

(復職者の状況報告)

第44条 校長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上ものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない。

2 (略)

第5章 雜則

(秘密の保持)

第40条 校長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上ものに限る）で勤務に服した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない。

第41条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(書類の提出)

第42条 この訓令の規定により教育長に提出する書類は、校長を経て提出するものとする。

(補則)

第43条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

第5章 雜則

(秘密の保持)

第45条 (略)

(書類の提出)

第46条 (略)

(補則)

第47条 (略)

新旧対照表
○沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（別表）

別表第1（第28条関係）

健康診断の種類

別表（第33条関係）		別表（第33条関係）	
健康診断判定基準			
1 第1次検査		判定基準	
A	異常がない		
B	再検査を必要とする		
C	精密検査を必要とする		
2 第2次検査			
(1) 呼吸器系結核			
胸部エックス線検査	第1次検査 の結果により第2次 検査へ回す基 準	第2次 (精密) 検査	第2次（精 密）検査の 結果に基づく指 導区分 判定基準
胸部エックス線検査(間接撮影)			
1 胸部エックス線検査(間接撮影)	1 胸部エックス線検査(間接撮影)	I型、II型 の全部 III型の一部 H、P1	A 勤務を 休む必 要のあ るもの
2 間診、既往病 歴、自覚症、家族 の病歴等による精 密検査を要するも の	2 間診、既往病 歴、自覚症、家族 の病歴等による精 密検査を要するも の	B 勤務に 制限を 加える 必要の あるも の	1 ア 入院加療 イ 通院加療
(2) 特殊健康診断			
じん肺健康診断			
歯科特殊健康診断			
有機溶剤健康診断			
鉛健康診断			
四アルキル鉛健康診断			
特定化学物質健康診断			
高気圧作業健康診断			
電離放射線健康診断			
石綿健康診断			
(3) その他教育長が必要と認める健康診断			

別表第2（第35条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	内容	区分	内容
A	就業制限無し (通常勤務でよいも の)		
B	就業制限 (勤務に制限を加え る必要のあるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤 務時間の短縮、出張の制限、時間外 勤務の制限、労働負荷の制限、作業 の転換、就業場所の変更、深夜勤務 の回数の減少、昼間勤務への転換等	医師による 生活指導 イ 病状経過に 従った定期的 な検査

		の措置を講ずる。		認められるもの	検査	
		療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。				
医療区分	C 要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	1 医療行為を必要としないもの	2 医療行為を必要とするもの	の措置を講ずる。 療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。 医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。		
III型の一部	C 勤務をほぼ平常に行つよいもの	1 アイ	B 1に同じ。			
IV型	2 アイ	B 2に同じ。				
V型	D 平常の生活でよいもの	1 アイ	B 1に同じ。			
O P	※ 肺外結核については、産業医及び主治医による判定による。	2 アイ	B 2に同じ。			
		3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの			

(2) 循環部疾患		第1次検査の結果により第2次(精密)検査	第2次(精密)検査の結果に基づく指導区分判定基準	区分	
勤務の面	医療の面				
血圧測定及び心電図検査	(以下略)				